

福島県県有建築物の耐震改修計画の改定概要

平成 26 年 3 月 福島県県有建築物保全推進連絡会議

1 本計画の目的

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく、「福島県耐震改修促進計画（民間＋公共、県有計画の上位計画、建築指導課所管）」における県有建築物の実施計画であり、耐震対策を計画的に推進するため、対象建築物、耐震化の目標及び内容等を定めるものである。

※耐震対策…耐震診断及び耐震化（建築物の耐震改修、建替え、解体、用途廃止等）

2 計画改定の背景

福島県耐震改修促進計画について、法改正に併せて、見直しされたことに伴い、本計画についても、耐震化率の目標等について改定を行った。

3 計画期間

平成 18 年度～平成 32 年度までの 15 年間とする。

4 耐震化の目標

平成 27 年度末までに耐震化率を 90%以上とし、平成 32 年度末までに耐震化率を 98%以上とする。

さらに、計画期間以降も耐震化に努め、速やかに対象建築物の全ての耐震化を図る。

5 耐震対策の改定概要

- ・Dランクについては、防災上重要建築物であって多数の者が利用するCランクの優先度も考慮しながら、用途の廃止等も視野に入れ計画期間内の出来るだけ早い時期に耐震化を図る。
- ・原発事故による避難指示区域内の施設については、区域見直し後、速やかな施設再開に向け耐震化を図る。
- ・構造体の耐震改修にとどまらず、非構造部材の減災化についても検討を行い、平成 26 年度末までに計画を策定する。（「非構造部材減災化計画（仮称）」）